

取消訴訟の対象（第3条第2項関係）についての検討課題

(参照条文)

(抗告訴訟)

行政事件訴訟法第3条第2条 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

これまでの議論及びさらに検討すべき課題

現行法で取消訴訟の対象とされている「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」の意味については、判例で「公権力の主体たる国または公共団体の行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、またはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう。」と解されている。

「行政庁の処分」のほかに「その他公権力の行使に当たる行為」を取消訴訟の対象とした趣旨は、事実行為をそれに含める趣旨であるとされている。取消訴訟について、行政事件訴訟法第14条は出訴期間を制限している。また、取消訴訟の対象となる行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事訴訟など他の訴訟においてその違法・無効を主張することが許されないとされる、いわゆる取消訴訟の排他的管轄の効力を有する。取消訴訟の対象については、これを拡大すべきとする考え方や限定すべきとする考え方に加えて、取消訴訟の対象のうち出訴期間の制限の対象となるものとならないものを区別しようとする考え方や取消訴訟の排他的管轄

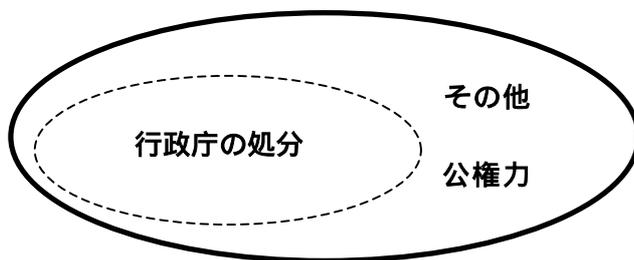
の及ぶ範囲を限定ないし排他的管轄の考え方を止めるべきであるとの考え方などが示された。

取消訴訟の対象の範囲については、他のより直接的実効的な救済方法の可能性も考慮しながら検討する必要があると思われる。

検討の基本となる考え方

A (現行の規定を存続)

「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為の取消しを求める訴訟」を「処分の取消しの訴え」と定義し、取消訴訟に関する規定を適用することとしている行政事件訴訟法第 3 条第 2 項の規定を維持する考え方



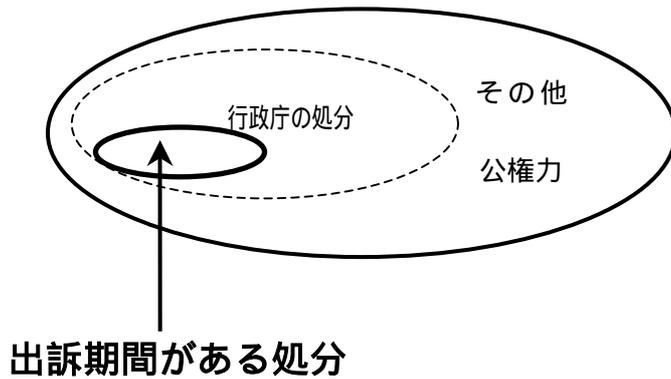
B (事実行為を対象から除外)

行政事件訴訟法第 3 条第 2 項の規定のうち、「その他公権力の行使に当たる行為」を削り、取消訴訟に関する規定を適用する対象を「行政庁の処分の取消しを求める訴訟」のみに限ることに改める考え方



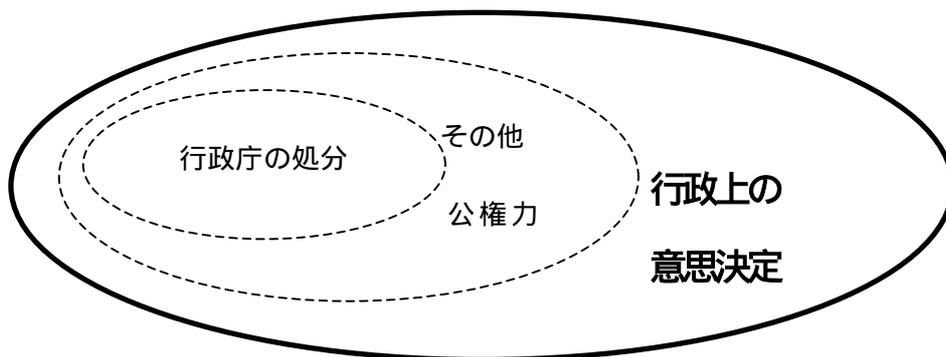
C (取消訴訟の対象のうち出訴期間のある処分を限定)

取消訴訟について、出訴期間の制限に限り、これを適用する処分を限定する
考え方



D (行政上の意思決定)

行政事件訴訟法第3条第2項の規定のうち、「行政庁の処分」を「行政上の意思決定」に改め、「行政上の意思決定の取消しを求める訴訟」について取消訴訟に関する規定を適用する考え方



(補足説明)

A は、取消訴訟の対象を拡大すると、出訴期間の制限や他の訴訟で処分の違法・無効を主張することが制限されることなどから、取消訴訟の対象を拡大することは適当でないとの考え方に立ち、現行の規定を維持する考え方である。

B は、A と同様に取消訴訟の対象を拡大することが適当でないとの考え方に立った上で、むしろ取消訴訟の対象を狭める趣旨で、取消訴訟に関する規定を適用する対象を「行政庁の処分の取消しを求める訴訟」のみに限ることに改める考え方である。公権力の行使に当たる行為で処分に当たらないものについては、取消訴訟以外の訴訟（行政訴訟又は民事訴訟としての確認訴訟や行為の差止めを求める給付訴訟など）によって救済を図ることができることとし、国民の権利利益の救済の実効性を高めようとする考え方である。

C は、取消訴訟の対象は現行と同じとした上で、出訴期間によって国民の権利救済が制限されることをなるべく少なくする趣旨で、取消訴訟の対象のうち、出訴期間の制限を適用する処分を限定する考え方である。

D は、取消訴訟の対象を拡大する趣旨で、「行政上の意思決定の取消しを求める訴訟」について取消訴訟に関する規定を適用することとする考え方である。

取消訴訟の対象を「行政上の意思決定の取消しを求める訴訟」に改めた場合には、行政上の意思決定であれば、公権力の主体としての行為に限られない、

直接国民の権利義務を形成し、またはその範囲を確定することが法律上認められている行為にも限られない、などにより、取消訴訟の対象が拡大する。

検討が必要と思われる問題点

1 出訴期間を設ける処分とそうでない処分の区分が可能かどうか

出訴期間の制限の適用を受ける処分を限定する考え方をする場合には、出訴期間の制限が国民の権利救済にとって重大な問題である一方で、処分を基礎として形成される法律関係の安定の要請も考えられることから、例えば次のような問題点について検討する必要があるのではないかと。

処分を基礎として形成される権利関係の安定の要請、その権利者の利益の保護をどのように考えるか

処分をした行政庁が取消訴訟に備えて資料を保存し続けなければならないこととなると思われるが、この点をどのように考えるか、特に、大量に繰り返し行われる課税処分のような場合はどうか

出訴期間の制限を受けない処分を区別する基準として適切な基準が考えられるかどうか、基準を規定した場合に多様な行政処分のすべてについて一義的に明確な区別をすることが可能かどうか、例えば、租税の賦課処分のように第三者の利害に影響を及ぼさない処分については出訴期間の制限を受けないとする考え方はどうか、この考え方に立ちつつ、処分が第三者の利害に影響を及ぼすか否かについて一般的に規定することが困難であるとして、処分が出訴期間の制限を受けるか否かを個別法で規定することはどうか

個別の行政処分ごとに出訴期間を規定することとした場合、個別法で具体的に規定すべきことにならないか

個別法で具体的に規定することとした場合、行政の扱う領域が多様化してきている中で、すべての処分について分野ごとに類型化して統一的な検討を進

め、出訴期間が制限される処分を定めることが實際上可能か
処分において出訴期間を教示した処分に限り、その教示を受けた者についてのみ行政事件訴訟法第14条第1項に規定する三箇月の出訴期間の制限を適用する方法も考えられるかどうか

- 2 出訴期間がない処分に対する取消訴訟はどのような性質のものとするか
出訴期間の制限のない処分を形成訴訟である取消訴訟の対象とすることは、違法な処分であっても有効であるということになるのではないか

取消訴訟に排他性を認めず、違法であれば当然に無効であるという実体法の解釈を仮に前提とした上で取消訴訟の対象とする場合、取消訴訟は形成訴訟ではなく確認訴訟の実質を有することになるが、出訴期間も伴い本質的に形成訴訟である取消訴訟と確認訴訟としての実質しか有しない取消訴訟を同様に取消訴訟として規定し、共通の規定を設ける目的及び規定内容をどのように考えるか

- 3 取消訴訟の対象を拡大する考え方の検討課題

取消訴訟に関する規定を適用する対象を拡大する目的は何か、例えば出訴期間が制限されれば、国民の権利利益の救済が従前よりかえって制約されることにならないか

取消訴訟の対象とすれば、他の訴訟でその違法・無効を主張することが許されないとの解釈がされ、国民の権利利益の救済が従前よりかえって制限されることにならないか

第三者に対して判決の効力を及ぼすとすれば、影響を受ける第三者の権利

保護をどのように考えるか

行政上の意思決定であっても、法律上の効力を有しないものは、取消しを求める訴えの利益がない場合も多いと考えられるが、訴えの利益が定型的には認められない訴訟類型をことさらに設ける趣旨をどのように考えるか

4 取消訴訟の対象を拡大する効果の考え方

取消訴訟の対象を拡大する考え方を取りながらも、前記 又は の問題を回避するため、出訴期間の制限に関する規定を適用せず、あるいは、取消訴訟の対象となる行為は他の訴訟においてその違法・無効を主張することができない、とするいわゆる取消訴訟の排他的管轄の考え方にとらずに、取消訴訟の対象となる行為の違法・無効を他の訴訟において主張することができることを可能とする見解も考えられる。この見解については、出訴期間の制限の適用を受ける処分を限定する考え方について指摘したと同じ問題が考えられるほか、例えば、次のような問題が考えられる。

他の訴訟で処分の違法・無効を主張することができるかどうかは、処分の実体的な効力を多様な法律関係において多面的にどのようにみるかという問題であって、本来的に処分の効力に関する実体法の問題ではないか

取消訴訟の対象としなくても、違法な処分は当然に無効であるという実体法の解釈がされ、訴えの利益があれば処分の無効の確認を求めることができ、また、他の訴訟においてもその違法・無効を主張することができると考えられるとすれば、ことさらに取消訴訟という訴訟類型を設ける必要をどのように考えるのか